

共済組合制度の適用範囲が拡大されます

令和4年10月1日から、共済組合制度が次のとおり変わります。

詳細は、9月下旬に、改めてお知らせします。

- ◆ 共済組合制度の適用範囲が拡大され、全ての事業が適用される「一般組合員」制度とは別に、短期給付及び福祉事業が適用される「短期組合員」制度が新設されます。
- ◆ これまで「一般組合員」であった臨時的任用職員の方は、短期組合員となります。（日本年金機構が厚生年金保険を実施）
- ◆ 2か月以内の期間を定めて任用され、その期間を超えて任用されることが見込まれない方は、共済組合制度の適用外となります。

掛金等関係：
 経理貸付係 (082) 513-4955
 資格関係：
 短期給付係 (082) 513-4957
 年金関係：
 長期給付係 (082) 513-4959
 保健事業関係：
 健康管理係 (082) 513-4954
 広報関係：
 福利調整係 (082) 513-4951



短期組合員の適用対象者

公立学校等に勤務する臨時的任用職員、会計年度任用職員、任期付短時間勤務職員又は再任用短時間勤務職員（いずれも類似の職を含む。）のうち、次の要件の①又は②のいずれかを満たす方（2か月以内の期間を定めて任用され、その期間を超えて任用されることが見込まれない方を除く。）

① 1週間の所定労働時間及び1か月間の所定労働日数が常勤職員の4分の3以上である方

② ①の要件を満たさない者のうち、次の要件を全て満たす方

- 週の所定労働時間が20時間以上であること。
- 報酬の月額が8万8千円以上であること。
- 学生でないこと。

注：会計年度任用職員（フルタイム）のうち、13か月目の初日以降の職員は「一般組合員」となります。

改正後の共済組合制度の適用範囲

